飲料及びおむつ自動販売機設置事業者募集要項

令和８年１１月

豊島区

総務部 契約管財課

目　　次

１　入札物件 - 1 -

２　参加資格 - 6 -

３　飲料自動販売機の設置条件 - 6 -

４　スケジュール - 8 -

５　参加申込 - 8 -

６　現地確認 - 9 -

７　本要項に関する質問 - 10 -

８　辞退について - 10 -

９　入札 - 10 -

１０　入札の無効 - 11 -

１１　開札 - 11 -

１２　落札者の決定及び落札決定価格 - 11 -

１３　入札結果の通知 - 12 -

１４　契約の締結（予定） - 12 -

１５　契約及び協定事項 - 12 -

１６　書類提出先・問い合わせ先 - 12 -

１７　契約書等（案） - 12 -

建物貸付契約書（案） - 13 -

土地貸付契約書（案） - 18 -

飲料自動販売機の管理、運営及び電気使用料の支払方法に関する協定書（案） - 23 -

大規模災害発生時における商品の無償提供に関する協定書（案） - 25 -

＜別添＞

１　施設データ

◇施設案内　◇現地案内図　◇施設利用者数及び販売実績について

２　自動販売機設置配置図

飲料及びおむつ自動販売機設置事業者募集要項

豊島区では、区有施設に飲料自動販売機の設置を希望する事業者を募集し、一般競争入札によって決定する。

１　入札物件

本物件は飲料自動販売機の設置場所として、令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで貸付をする。

（１）グループＡ

（豊島区役所本庁舎・としま区民センター・巣鴨体育館・豊島区立芸術文化劇場）

物件	設置場所		貸付面積	台数	最低入札価格（月額・税抜き）
１	豊島区役所本庁舎	３階 オープンスペース	1.19㎡	１	73,221円
２		３階 ミーティングルーム	1.19㎡	１	
３		４階 ミーティングルーム	1.19㎡	１	
４		５階 ミーティングルーム	1.19㎡	１	
５		７階 ミーティングルーム	1.19㎡	１	
６		９階 議場ロビー	1.19㎡	１	
７ ８	としま区民センター	２階 自動販売機コーナー	４㎡	２	

9	巣鴨体育館	地下１階 ギャラリー	２㎡	１	
10		２階 競技場前	２㎡	１	
11 12	豊島区立芸術文化劇場	６階 ホワイエ	４㎡	２	

※豊島区役所本庁舎は３～９階の各給湯室に各階１台の給水機（職員利用）を設置。

※豊島区役所本庁舎は３・４階にマイボトル給水機（来庁者用）各階１台を設置。

※物件 2～5 のミーティングルームは職員のみ利用可能。

※物件 2～5 の容器回収ボックスは幅 1,100 ㎜×奥行 520 ㎜以内とする。

※物件 7・8は、高さ 2,050 ㎜までで指定スペース内の点検口及び防火扉の開扉に支障がないように設置すること。

※**物件７**は、飲料販売機とし、販売品目は、紅茶、ジュース類などの清涼飲料水のほか、果汁飲料、野菜飲料、機能性飲料、乳性飲料、ココアなどとし、**コーヒー飲料、酒類及び類似品は販売品目に含めることができない。**

※**物件８は、おむつ等販売機**とし、販売項目は、花王株式会社製品の個別包装の紙おむつ及びおしりふきとする。

※巣鴨体育館は令和９年度内に改修工事を予定しているため、２階アリーナを約６か月間休場予定。（工事計画が変更になる可能性あり。）なお、改修工事期間中は、物件１０は利用停止となるが、改修工事に伴う撤去は必要ない。１階トレーニングルームと地下プールは通常どおり営業予定。

※グループ A、グループ B の両方を落札した場合は、入札参加申込書兼宣誓書（様式第１号）に記入したグループのみ落札とする。

（2）グループＢ

（豊島区役所本庁舎・としま区民センター・巣鴨体育館・豊島区立芸術文化劇場）

物件	設置場所		貸付面積	台数	最低入札価格（月額・税抜き）
13	豊島区役所本庁舎	３階 オープンスペース	1.19㎡	1	57,667円
14		３階 ミーティングルーム	1.19㎡	1	
15		４階 ミーティングルーム	1.19㎡	1	
16		６階 ミーティングルーム	1.19㎡	1	
17		８階 ミーティングルーム	1.19㎡	1	
18	としま区民センター	４階 ラウンジ	２㎡	1	
19		５階 ラウンジ	２㎡	1	
20		７階 ラウンジ	２㎡	1	
21	巣鴨体育館	１階 玄関前待合スペース	２㎡	1	
22	豊島区立芸術文化劇場	２階 楽屋フロア廊下	２㎡	1	

※豊島区役所本庁舎は３～９階の各給湯室に各階１台の給水機（職員利用）を設置。

※豊島区役所本庁舎は３・４階にマイボトル給水機（来庁者用）各階１台を設置。

※物件１４～17のミーティングルームは職員のみ利用可能。

※物件14～17の容器回収ボックスは幅1,100㎜×奥行520㎜以内とする。

※**物件 18～20** の販売品目は、紅茶、ジュース類などの清涼飲料水のほか、果汁飲料、野菜飲料、機能性飲料、乳性飲料、ココアなどとし、**コーヒー飲料、酒類及び類似品は販売品目に含めることができない。**

※**物件 18～20 の自動販売機のデザインは、白など淡い色をベースとしたデザイン**とする。

※巣鴨体育館は令和９年度内に改修工事を予定しているため、２階アリーナを約６か月間休場予定。（工事計画が変更になる可能性あり。）なお、改修工事期間中は、物件１０は利用停止となるが、改修工事に伴う撤去は必要ない。１階トレーニングルームと地下プールは通常どおり営

業予定。

※グループ A、グループ B の両方を落札した場合は、入札参加申込書兼宣誓書（様式第１号）に記入したグループのみ落札とする。

（３）グループC

（三芳グランド・ジャンプ長崎・ジャンプ東池袋・池袋スポーツセンター・中央図書館・豊島区立舞台芸術交流センター（あうるすぽっと）・西部区民事務所・区民ひろば池袋本町仮施設（旧区民活動推進課分室）・千早地域文化創造館【新規】）

物件	設置場所		貸付面積	台数	最低入札価格（月額・税抜き）
23 24	三芳グランド	クラブハウス	４㎡	２	48,682 円
25	ジャンプ長崎	１階 玄関ホール	２㎡	１	
26	ジャンプ東池袋	２階 玄関前おどり場	２㎡	１	
27 28	池袋スポーツ センター	９階 ﾘﾗｸｾﾞｰｼｮﾝﾙｰﾑ	４㎡	２	
29	中央図書館	４階 リフレッシュルーム	２㎡	１	
30	豊島区立舞台芸術交流 センター（あうるすぽっと）	２階 ホワイエ	２㎡	１	
31	西部区民事務所	１階 待合スペース	２㎡	１	
32	区民ひろば池袋本町仮施設 【旧区民活動推進課分室】	１階 昇降口	２㎡	１	
33	千早地域文化創造館【新規】	１階 自動販売機スペース	２㎡	１	

※物件 25 の容器回収ボックスは１階・２階のホール内に設置すること。

※物件 26 の容器回収ボックスは２階に計３個設置すること。

※物件 25 及び物件 26 はいずれも販売価格を定価より 10 円以上下げたものとすること。

※ジャンプ長崎は１階にマイボトル給水機（来庁者用）１台を設置。

※ジャンプ東池袋２階にマイボトル給水機（来庁者用）１台を設置。

※中央図書館は４階にマイボトル給水機（来庁者用）１台を設置。

※西部区民事務所は令和６年５月から１階にマイボトル給水機（来庁者用）１台を設置。
※区民ひろば池袋本町仮施設は令和７年１２月から １ 階及び２階にマイボトル給水機（来庁者用）各１台を設置。
※千早地域文化創造館は１階自動販売機スペースにマイボトル給水機１台を設置予定。
※舞台芸術交流センターは令和９年４月～１１月劇場休館を伴う改修工事を予定しており、施設オープンは令和 10 年１月からを予定。設置は前月 12 月中で要調整となる。
※千早地域文化創造館は改修工事作業中のため、現地確認は可能だが測量作業等は不可。令和９年１月竣工、同年４月より一般利用開始を予定。設置は２月９日(火)～２月２６日(金)の期間内で要調整となる。

（４）グループＤ【土地】
（西巣鴨体育場・南長崎はらっぱ公園【新規】・千早スポーツフィールド【新規】）

物件	設置場所		貸付面積	台数	最低入札価格（月額）
34	西巣鴨体育場	弓射場横（屋根あり）	2㎡	1	16,464 円
35	南長崎はらっぱ公園【新規】	トイレ棟横広場側	2㎡	1	
36 37	千早スポーツフィールド【新規】	管理棟１階外 オープンスペース	4㎡	2	

※土地の貸付。
※千早スポーツフィールドは１階にマイボトル給水機（来所者用）１台を設置。

（５）グループＥ【紙コップ】
（千早スポーツフィールド）

物件	設置場所		貸付面積	台数	最低入札価格（月額・税抜き）
38	千早スポーツフィールド	管理棟１階 オープンスペース	2㎡	1	7,808 円

※千早スポーツフィールドは１階にマイボトル給水機（来所者用）１台を設置。
※**物件 38 は、紙コップの自動販売機**とする。カップ式（飲料を機内で製造し、カップで提供するもの）のホット＆コールドレギュラーコーヒー自動販売機を設置すること。給水方式は水道直結とする。

２　参加資格

（１） 豊島区が別途定める貸付条件に従うことのできる法人であること。

（２） 過去５年間に公共施設への飲料自動販売機の設置実績があること。

（３） 東京都内に販売・営業活動を行う本・支社又は営業所があること。

※三芳グランドについては、埼玉県内に販売・営業活動を行う本・支社又は営業所がある法人も可とする。

（４） 直近１年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

（５） 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条第１項に規定する観察処分を受けていないこと。

（６） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７ 条の４の規定（一般競争入札に関わる契約を締結する能力を有しない者等又は破産者で復権を得ていない者等）に該当しないこと。

（７） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

（８） 豊島区競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

（９） 豊島区暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

３　飲料自動販売機の設置条件

（１） 「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じて設置すること。設置床面及び背面へのアンカーボルトによる固定をすることはできない。

（２） 「照明の自動点滅・減光」「学習省エネ」「ピークカット」、真空断熱材の採用及びヒートポンプ採用、消費電力量の低減など、環境に配慮した最新機種とすること。なお、現在契約しているグループを今回落札した場合であっても、最新機種に変更すること。

（３） 設置する自動販売機は、以下の条件を備えたものとすること。

① 大規模災害発生時には停電時でも取り出しが可能な機種かつ、施設管理者が鍵等で操作できる機種とし、無償提供の協力ができるようにすること。その際、災害対策用自動販売機の種類は問わない。（なお、自動販売機の附属物がある場合は面積内に収め、附属物を自動販売機の上に置く場合は地震相当の揺れにより落下及び本体が転倒しないよう対策を講じるものとする。また、自動販売機の上の附属物の固定に緩みがないか定期的に確認すること。）

② Suica 等の交通系電子マネーが使用可能な機種とすること。

③ ユニバーサル機とすること。

※商品選択ボタン(低位置補助押しボタン)を低い位置にも設ける、商品の取り出し口が従

来品より高い位置にある、コイン投入口及びおつり取り出し口が受け皿になっている、ユニバーサルカラーになっていることを必須とする。これら以外のユニバーサル仕様については問わない。

（４） 商品補充及び容器回収は年間を通して週２回以上行い、その際は事前に区に連絡し、その指示に従うこと。容器の回収及び処分は、容器包装リサイクル法（平成７年　法律第１１２号）など、関係法令に基づいて適切に行うこと。

※　中央図書館・豊島区立舞台芸術交流センター（あうるすぽっと）については、７月・８月・９月は週４回以上、それ以外の月は週３回以上行うこと。

※ 三芳グランドについては、週１回以上行うこと。

（５） 容器回収ボックスを、自動販売機ごとに設置すること。設置場所については区又は当該施設の指定管理者と協議すること（転倒防止板、容器回収ボックスは貸付面積に含まれる）。

（６） 区または当該施設の指定管理者から商品の入れ替えの要望があった場合には、協議の上対応すること。

（７） 飲料自動販売機（缶・ペットボトル・ビン）の販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の清涼飲料水のほか、果汁飲料、野菜飲料、機能性飲料、乳性飲料、ココア、スープなどとし、必ずミネラルウォーター及びスポーツドリンクを販売品目に入れること。

なお、酒類及び類似品は販売品目には入れられない。千早スポーツフィールドの１台以外の物件には、カップ式でその場で給水するものは販売品目には入れられない。としま区民センターの物件には、前述の他コーヒー飲料も入れられない。

（８） 自動販売機管理者ステッカー等、連絡先を自動販売機のわかりやすい位置に明示すること。

（９） 自動販売機の故障、利用者の苦情などトラブル発生時には、迅速に現地で対応できる体制を取ること。

（１０） ジャンプ長崎・ジャンプ東池袋の販売価格は、定価より１０円以上値下げすること。

（１１） 豊島区役所本庁舎の販売価格は定価とすること。

4　スケジュール

①　募集要項配布	令和８年 11 月 10日（火）～
②　入札参加申込受付（窓口）	令和８年 11 月 10日（火）～11 月 20日（金）
③　現地確認（※1）	令和８年 11 月 24日（火）～11 月 26日（木）
④　質問受付（E メール）	令和８年 11 月 24日（火）～11 月 26日（木）
⑤　質問回答（E メール）	～令和８年 12 月2日（水）
⑥　入札（窓口・郵送受付）	令和８年 12 月3日（木）～12 月 10日（木）
⑦　開札	令和８年 12 月１５日（火）14 時～ （場所：507・508 会議室）
⑧　結果通知（ホームページ掲載・E メール（入札参加事業者のみ））	～令和８年 12 月１８日（金）
⑨　貸付契約締結	～令和９年2月２６日（金）
⑩　貸付開始	令和９年4月１日（木）

※１　現地確認をする場合は担当者に事前に連絡し、日時を調整すること。

5　参加申込

入札参加者は、「16　書類提出先・問い合わせ先」に提出書類を各１部持参すること。（なお、参加申込を行わなかった場合、本要項等に関する質問、現地確認、入札への参加はできない。）

（1）提出書類

	提出書類	備考
①	入札参加申込書兼誓約書（様式第１号）	
②	事業実績報告書（様式第２号）	過去５年間に行った公共施設への自動販売機の設置実績を記入すること
③	商業登記簿謄本（原本）	発行日から３か月以内のもの
④	印鑑登録証明書（原本）	
⑤	法人事業税の納税証明書（原本）	申込日に取得できる直近の年のもので、発行日から３か月以内のもの
⑥	法人税の納税証明書（原本）	
⑦	消費税・地方消費税の納税証明書（原本）	
⑧	設置する自動販売機及び回収ボックスのカタログ	
⑨	販売品目及び販売価格の一覧表	定価と販売価格が異なる場合は、それぞれを示すこと
⑩	名刺	担当者のもの

（2）提出部数

各１部ずつ提出すること。複数グループに申し込む場合も、各１部のみの提出でよいものとする。

（3）参加申込期間

令和８年 11 月 10日（火）午前９時から１１月２０日（金）午後４時１５分まで（必着）

※期間中の持参受付時間は午前９時～正午、午後１時～午後４時１５分

6　現地確認

現地確認期間内（11 月２４日（火）～11 月２６日（木））の各施設開館時間内であれば、見学可能。**事前に、希望する施設または施設を所管する課の下記連絡先に直接連絡をすること。**

豊島区役所本庁舎　連絡先：総務課　☎03-3981-4439　担当：前田

としま区民センター　連絡先：☎03-3984-7602　担当：尾熊

巣鴨体育館　連絡先：☎03-3918-7101　担当：結城

豊島区立文化芸術劇場　連絡先：☎03-5924-6611　担当：渡邊

三芳グランド　連絡先：生涯学習・スポーツ課 ☎03-4566-2766　担当：磯

ジャンプ長崎　連絡先：☎03-3972-0035　担当：金澤

ジャンプ東池袋　連絡先：☎03-3971-4931　担当：石葉

池袋スポーツセンター　連絡先：☎03-5974-7262　担当：廣川

中央図書館　連絡先：図書館課　☎03-3983-7861　担当：佐多

豊島区立舞台芸術交流センター（あうるすぽっと）

連絡先：☎03-5391-0751　担当：安藤、吉岡

西部区民事務所　連絡先：西部区民事務所　☎03-4566-4022　担当：吉澤

区民ひろば池袋本町仮施設　連絡先：地域区民ひろば課　☎03-3986-0041　担当：門脇

千早地域文化創造館　連絡先：☎03-4566-2762　担当：奥住・金澤

※千早地域文化創造館は改修工事作業中のため、現地確認は可能だが測量作業等は不可。

西巣鴨体育場　連絡先：☎03-3971-0094　担当：塚本

南長崎はらっぱ公園　連絡先：☎03-4566-2697　担当：辻村

千早スポーツフィールド　連絡先：☎03-5926-3201　担当：雨宮

７　本要項に関する質問

本要項の内容に質問がある場合は、質問票（様式第３号）を提出すること。**電話や口頭での質問は一切受けられないため、注意すること。**

①　受付期間

令和８年 11 月 24 日（火）から 11 月 26 日（木）まで（必着）

②　提出方法

質問票をＥメールで送付すること。

③　回答

令和８年 12 月２日（水）までに、申込者全員にＥメールにて回答をする。

８　辞退について

入札参加申込書を提出後に、入札を辞退する場合は辞退届（様式第４号）を提出すること。

９　入札

（１）入札方法

入札書（様式第５号）に記入・押印の上、入札書ごと（グループごと）に申込時に交付した封筒に入れ、糊付けし、封筒裏上下２か所を代表者印で封印をすること。以上を窓口・郵送入札受付期間内に「16　書類提出先・問い合わせ先」の書類提出先に到着するよう、窓口持参、もしくは一般書留、簡易書留、特定記録による郵送により提出をすること。

窓口・郵送入札受付期間

令和８年 12 月３日（木）から 12 月 10 日（木）必着

※期間中の窓口持参受付時間は午前９時～正午、午後１時～午後４時１５分

受付時間内に**契約管財課の窓口に来庁**していれば受付可とする。

※提出期間後に到着した入札書は、いかなる理由があっても受理は行わないものとする。

（２）入札金額

入札金額は、グループ毎の月額貸付料（消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額（以下、税抜き額という。））を記入すること。なお、グループDについては土地の貸付となる為、非課税となる。

（３）入札保証金

免除とする。

（４）入札に係る事項

「競争入札参加者心得」をよく読み、遵守すること。

（５） 入札にあたっての留意事項

① 確実を期すため、窓口持参、もしくは一般書留、簡易書留、特定記録のいずれかの方法で、郵送をすること。

② 書留、特定記録等の受領証は、大切に保管すること。事故等により入札書が送達されなかった場合に必要となるため。

10　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１） 入札に参加する資格のない者のした入札

（２） 最低入札価格未満の金額で入札したもの

（３） 入札書が所定の日時までに所定の場所に到着しないもの

（４） 入札書の記載事項が不明のもの、又は入札書に記名押印のないもの

（５） 同じ物件について２通以上の入札書を提出したもの

（６） 他人の代理を兼ね、又は２人以上の代理をしたもの

（７） この募集要項に基づく入札条件に違反したもの

11　開札

○日時　令和８年 12 月 15 日（火）午後 14 時から
○場所　豊島区役所本庁舎５階　507・508 会議室

12　落札者の決定及び落札決定価格

（１）　提出書類の審査を行い、参加資格や設置条件を満たしている者を選定対象とする。

（２）　入札した月額貸付料（税抜き額）が最低入札価格以上で、最高価格の入札者をもって落札者とする。

（３）　落札者となるべき同価格の入札をした者が２者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当日開札に立ち会っていない者があるときはこれに代えて本件に関係のない区職員にくじを引かせる。

（４）　入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額（以下、消費税等額という。）を加算した金額を落札決定価格とします。消費税法等の改正等によって消費税等額に変更が生じた場合は、変更後の消費税等額を加算した金額をもって決定価格とする。この場合、消費税等額の端数は切り捨てる。なお、グループＤについては非課税となる為、入札書に記載された金額を落札決定価格とする。

（５）　グループ Ａ、グループ Ｂ の両方を落札した場合は、入札参加申込書兼誓約書（様式第１号）に記入したグループのみを落札とし、もう一方のグループは次点の入札者を落札とする。

13　入札結果の通知

令和８年１２月 18 日（金）までに、申込者全員に文書で通知をする。

14　契約の締結（予定）

令和９年２月２６日（金）までに、土地または建物の貸付契約を締結する。

15　契約及び協定事項

（１） 設置事業者が負担する経費及び納入方法、遵守事項、損害賠償、原状回復など本貸付に関する契約事項については、「建物貸付契約書(案)」（本要項 13～17 ページ）、「土地貸付契約書(案)」（本要項 18～22 ページ）を参照すること。

（２） 本貸付に基づく商品の補充及び容器回収とその処分、緊急時の対応等、売上実績の報告など自動販売機の設置、運営に関すること、電気使用料の支払方法等に関すること等の協定事項については、「飲料自動販売機の管理、運営及び電気使用料の支払方法に関する協定書(案)」（本要項 23、24 ページ）を参照すること。

（３） 本貸付に基づく大規模災害発生時における商品の無償提供に関する協定事項については、「大規模災害発生時における商品の無償提供に関する協定書(案)」（本要項 25、26 ページ）を参照すること。

16　書類提出先・問い合わせ先

〒171-8422　豊島区南池袋２－４５－１　本庁舎７階

豊島区総務部契約管財課（管財グループ）

電　話：03-3981-1266

E-mail：A0011009@city.toshima.lg.jp

担　当：古澤（ふるさわ）・井上（いのうえ）

17　契約書等（案）

次ページ以降に掲載

●豊契用契第●号

建物貸付契約書（案）

貸付人豊島区（以下「甲」という。）と借受人●（以下「乙」という。）は、次の条項により、建物貸付契約を締結する。

（貸付物件）

第１条　甲は、地方自治法第２３８条の４第２項第４号の規定に基づき、次に表示する建物の一部（以下「この建物」という。）を乙に貸し付ける。

＜物件の表示＞

① 施設名称　●

② 所　　在　●

（住居表示：●）

③ 貸付面積　●㎡（別紙：自動販売機設置配置図　設置場所●のとおり）

（使用目的）

第２条　乙は、この建物を飲料自動販売機及び容器回収ボックス設置の用途に自ら使用しなければならない。

（貸付期間）

第３条　この建物の貸付期間は、令和９年４月１日から令和12年３月31日までとする。

（貸付料）

第４条　この建物の貸付料は、月額金●円（消費税及び地方消費税に相当する額（以下、消費税等額という。）を加算しない金額）に消費税等額を加算した金額とする。

２　前項の消費税等額は、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）（以下、消費税法等という。）の規定により算出したもので、消費税法等の税率１０％を乗じて得た額とする。ただし、契約締結後、消費税法等の改正等によって消費税等額の税率に変更が生じた場合は、消費税等額を加減する。

３　第１項及び第２項の消費税等額の端数は切捨てとする。

４　第１項及び第２項の貸付料は、貸付期間が１か月に満たない場合は、その月の日数による日割り計算により算出する。

（納付期限）

第５条　第４条の貸付料の支払いは、甲の発行する納入通知書によるものとし、４月から９月分までを３月末日まで（末日が土曜日または日曜日にあたるときは、その前日まで）に、１０月から翌年３月分までを９月末日まで（末日が土曜日または日曜日にあたるときは、その前日まで）に支払うものとする。

（延滞損害金）
第６条　乙は、第５条に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、その期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、その納付すべき金額に年 14.6 パーセントの割合を乗じて計算した金額を、延滞損害金として甲に納付しなければならない。この場合の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。

（充当の手順）
第７条　乙が貸付料及び延滞損害金を納付すべき場合において、乙が納付した金額が貸付料及び延滞損害金の合計額に満たないときは、まず延滞損害金から充当する。

（電気使用料）
第８条　この建物において使用した電気使用料は、乙の負担とする。
２　乙は、前項の電気使用量を計測し算出するため、自動販売機に子メーター（計量法：平成４年法律第５１号）（以下「子メーター」という。）を取り付けるものとする。なお、同一施設内に自動販売機を複数台設置する場合は、設置台数分全ての電気使用量を計測できるものかつ、貸付面積の範囲内に設置できれば子メーターの台数は問わない。
３　乙は、電気使用料を甲の発行する納入通知書により甲の指定する期限までに支払うものとする。
４　前項の方法によらずに電気使用料を支払う場合は、別途協定を定めるものとする。

（費用負担）
第９条　自動販売機の設置及び撤去にかかる費用、移転費等の一切の費用は、乙の負担とする。ただし、第１３条第３項の規定により撤去する場合は、この限りではない。
２　前条第２項に定めるメーターを設置する費用は、乙の負担とする。

（遵守事項）
第１０条　乙は、飲料自動販売機設置事業者募集要項に記載の事項を遵守するとともに、次のことを遵守しなければならない。
（１）この建物を第２条に定める使用目的以外の用途に使用してはならない。
（２）この建物を第三者に転貸し、または本契約によって生じる権利等を譲渡してはならない。
（３）自動販売機の販売品に酒類及び類似品、またはカップ式でその場で給水するものを入れてはならない。
（４）自動販売機の故障、利用者の苦情などトラブル発生時には、迅速に現地で対応しなければならない。

（管理義務）
第 11 条　乙は、この建物を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。
２　乙は、第３条の貸付期間の終了または第１３条の契約の解除によりこの建物を明け渡すまでの間、飲料自動販売機及び容器回収ボックスの設置に関わる総ての事項について責を負うものとし、甲は一切の責めを負わないものとする。
３　甲がこの建物の管理上必要な事項を乙に通知した場合、乙は、その事項を遵守しなけ

ればならない。
４　乙は、この建物の使用にあたり、甲、施設利用者、並びに近隣住民の迷惑とならないよう十分に配慮しなければならない。

（損害賠償等）
第１２条　乙は、第１１条第４項の配慮義務を怠り、甲または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
２　乙は、この建物の使用にあたり第三者との間に紛争を生じたときは、責任をもってこれに対応しなければならない。
３　乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の解除）
第１３条　甲は、乙が第１０条の各号または第１１条の各項に規定する義務を果たさない場合において、催告したにもかかわらず、なお催告に従わないときは、本契約を解除することができる。
２　甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為または事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続きを要することなく、本契約を解除することができる。
（１）貸付料その他の債務の支払いを納期限から２か月以上怠ったとき。
（２）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条第１項に規定する観察処分を受けたとき。
（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第４号または第６号の規定に該当するもので構成されたとき。
（４）（３）に掲げる者から委託を受けたとき。
３　甲は、この建物を国、地方公共団体その他公共団体において公用または公共用に供するため必要を生じたときは、地方自治法第２３８条の４第９項の規定に基づき、本契約を解除することができる。
４　甲は、第１項または第２項により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
５　乙は、甲が第１項または第２項により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（契約消滅）
第１４条　天災地変その他甲乙いずれの責めにも帰すことができない事由により第２条の目的を達することができなくなったときは、本契約は消滅するものとする。
２　前項により本契約が消滅した場合、甲乙は互いに違約金、損害金等の請求をしないものとする。

（契約解除の申し出）
第１５条　乙は、第３条に定める貸付期間が満了する前であっても、６か月前に書面で解約を申し出ることにより、本契約を解除することができる。
２　前項の規定にかかわらず、乙は、解約の申し出の日から６か月分の貸付料を甲に支払

うことにより、本契約を解除することができる。
３　乙が前２項の申し出を撤回する場合は、甲の書面による同意を得なければならない。

（原状回復及び明渡し）
第１６条　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、乙の負担により直ちに、この建物を原状に回復して甲に明け渡さなければならない。
（１）貸付期間が満了したとき。
（２）第１３条第１項、第２項または第３項の規定により契約を解除されたとき。
（３）前条の規定により契約を解除したとき。
２　乙は、前項の規定によりこの建物を明け渡したときは、原状に回復した後、直ちに甲の検査を受け、甲の承認を得なければならない。
３　甲は、乙が第１項に定める原状回復を行わない場合には、乙に代わって、直ちにこの建物上に存在する物件を収去し原状回復することができる。この場合において、乙は、甲による原状回復について異議を申し出ることができず、甲が原状回復に要した費用を負担しなければならない。

（違約金）
第１７条　乙は、この建物の明渡しに遅延した場合は、貸付料の１か月に相当する額を違約金として、甲に支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）
第１８条　乙は、この建物に投じた有益費または必要経費があっても、これを甲に請求できない。

（調査協力義務等）
第１９条　乙は、この建物に設置した自動販売機の毎月の売上実績を翌月１５日までに文書で甲に報告しなければならない。
２　甲は、貸付期間中必要に応じ、乙に対し質問し、実地に調査し、または参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙はこれに協力しなければならない。

（貸付料の返還）
第２０条　甲は、第１３条第３項の規定、もしくは乙の責めに帰することができない事由により契約が解除された場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、これを乙に対して還付しない。

（契約の費用）
第２１条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（信義誠実等の義務・疑義の決定）
第２２条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
２　本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

（管轄裁判所）
第２３条　本契約に関する訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

甲及び乙は、本書を２通作成し、それぞれ記名、押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　（所　在）豊島区南池袋二丁目 45 番１号

（名　称）豊島区

（代表者）豊島区長　　高際　みゆき

乙　　（所　在）

（名　称）

（代表者）

●豊契用契第●号

土地貸付契約書（案）

貸付人豊島区（以下「甲」という。）と借受人●（以下「乙」という。）は、次の条項により、土地貸付契約を締結する。

（貸付物件）

第１条　甲は、地方自治法第２３８条の４第２項第４号の規定に基づき、次に表示する土地の一部（以下「この土地」という。）を乙に貸し付ける。

＜物件の表示＞

① 施設名称　●

② 所　　在　●

（住居表示：●）

③ 貸付面積　●㎡（別紙：自動販売機設置配置図　設置場所●のとおり）

（使用目的）

第２条　乙は、この土地を飲料自動販売機及び容器回収ボックス設置の用途に自ら使用しなければならない。

（貸付期間）

第３条　この土地の貸付期間は、令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日までとする。

（貸付料）

第４条　この土地の貸付料は、月額金●円（消費税及び地方消費税に相当する額（以下、消費税等額という。）を加算しない金額）とする。

２　前項の貸付料は、貸付期間が１か月に満たない場合は、その月の日数による日割り計算により算出する。

（納付期限）

第５条　第４条の貸付料の支払いは、甲の発行する納入通知書によるものとし、４月から９月分までを３月末日まで（末日が土曜日または日曜日にあたるときは、その前日まで）に、１０月から翌年３月分までを９月末日まで（末日が土曜日または日曜日にあたるときは、その前日まで）に支払うものとする。

（延滞損害金）

第６条　乙は、第５条に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、その期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、その納付すべき金額に年 14.6 パーセントの割合を乗じて計算した金額を、延滞損害金として甲に納付しなければならない。この場合の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。

（充当の手順）
第７条　乙が貸付料及び延滞損害金を納付すべき場合において、乙が納付した金額が貸付料及び延滞損害金の合計額に満たないときは、まず延滞損害金から充当する。

（電気使用料）
第８条　この土地において使用した電気使用料は、乙の負担とする。
２　乙は、前項の電気使用量を計測し算出するため、自動販売機に子メーター（計量法：平成４年法律第５１号）（以下「子メーター」という。）を取り付けるものとする。なお、同一施設内に自動販売機を複数台設置する場合は、設置台数分全ての電気使用量を計測できるものかつ、貸付面積の範囲内に設置できれば子メーターの台数は問わない。
３　乙は、電気使用料を甲の発行する納入通知書により甲の指定する期限までに支払うものとする。
４　前項の方法によらずに電気使用料を支払う場合は、別途協定を定めるものとする。

（費用負担）
第９条　自動販売機の設置及び撤去にかかる費用、移転費等の一切の費用は、乙の負担とする。ただし、第１３条第３項の規定により撤去する場合は、この限りではない。
２　前条第２項に定めるメーターを設置する費用は、乙の負担とする。

（遵守事項）
第１０条　乙は、飲料自動販売機設置事業者募集要項に記載の事項を遵守するとともに、次のことを遵守しなければならない。
（１）この土地を第２条に定める使用目的以外の用途に使用してはならない。
（２）この土地を第三者に転貸し、または本契約によって生じる権利等を譲渡してはならない。
（３）自動販売機の販売品に酒類及び類似品、またはカップ式でその場で給水するものを入れてはならない。
（４）自動販売機の故障、利用者の苦情などトラブル発生時には、迅速に現地で対応しなければならない。

（管理義務）
第１１条　乙は、この土地を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。
２　乙は、第３条の貸付期間の終了または第１３条の契約の解除によりこの土地を明け渡すまでの間、飲料自動販売機及び容器回収ボックスの設置に関わる総ての事項について責を負うものとし、甲は一切の責めを負わないものとする。
３　甲がこの土地の管理上必要な事項を乙に通知した場合、乙は、その事項を遵守しなければならない。
４　乙は、この土地の使用にあたり、甲、施設利用者、並びに近隣住民の迷惑とならないよう十分に配慮しなければならない。

（損害賠償等）
第１２条　乙は、第１１条第４項の配慮義務を怠り、甲または第三者に損害を与えたとき

は、その損害を賠償しなければならない。
２　乙は、この土地の使用にあたり第三者との間に紛争を生じたときは、責任をもってこれに対応しなければならない。
３　乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の解除）
第１３条　甲は、乙が第１０条の各号または第１１条の各項に規定する義務を果たさない場合において、催告したにもかかわらず、なお催告に従わないときは、本契約を解除することができる。
２　甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為または事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続きを要することなく、本契約を解除することができる。
（１）貸付料その他の債務の支払いを納期限から２か月以上怠ったとき。
（２）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条第１項に規定する観察処分を受けたとき。
（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第４号または第６号の規定に該当するもので構成されたとき。
（４）（３）に掲げる者から委託を受けたとき。
３　甲は、この土地を国、地方公共団体その他公共団体において公用または公共用に供するため必要を生じたときは、地方自治法第２３８条の４第９項の規定に基づき、本契約を解除することができる。
４　甲は、第１項または第２項により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
５　乙は、甲が第１項または第２項により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（契約消滅）
第１４条　天災地変その他甲乙いずれの責めにも帰すことができない事由により第２条の目的を達することができなくなったときは、本契約は消滅するものとする。
２　前項により本契約が消滅した場合、甲乙は互いに違約金、損害金等の請求をしないものとする。

（契約解除の申し出）
第１５条　乙は、第３条に定める貸付期間が満了する前であっても、６か月前に書面で解約を申し出ることにより、本契約を解除することができる。
２　前項の規定にかかわらず、乙は、解約の申し出の日から６か月分の貸付料を甲に支払うことにより、本契約を解除することができる。
３　乙が前２項の申し出を撤回する場合は、甲の書面による同意を得なければならない。

（原状回復及び明渡し）
第１６条　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、乙の負担により直ちに、この土地を原状に回復して甲に明け渡さなければならない。

（１）貸付期間が満了したとき。
（２）第１３条第１項、第２項または第３項の規定により契約を解除されたとき。
（３）前条の規定により契約を解除したとき。
２　乙は、前項の規定によりこの土地を明け渡したときは、原状に回復した後、直ちに甲の検査を受け、甲の承認を得なければならない。
３　甲は、乙が第１項に定める原状回復を行わない場合には、乙に代わって、直ちにこの土地上に存在する物件を収去し原状回復することができる。この場合において、乙は、甲による原状回復について異議を申し出ることができず、甲が原状回復に要した費用を負担しなければならない。

（違約金）
第１７条　乙は、この土地の明渡しに遅延した場合は、貸付料の１か月に相当する額を違約金として、甲に支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）
第１８条　乙は、この土地に投じた有益費または必要経費があっても、これを甲に請求できない。

（調査協力義務等）
第１９条　乙は、この土地に設置した自動販売機の毎月の売上実績を翌月１５日までに文書で甲に報告しなければならない。
２　甲は、貸付期間中必要に応じ、乙に対し質問し、実地に調査し、または参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙はこれに協力しなければならない。

（貸付料の返還）
第２０条　甲は、第１３条第３項の規定、もしくは乙の責めに帰することができない事由により契約が解除された場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、これを乙に対して還付しない。

（契約の費用）
第２１条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（信義誠実等の義務・疑義の決定）
第２２条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
２　本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

（管轄裁判所）
第２３条　本契約に関する訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

甲及び乙は、本書を２通作成し、それぞれ記名、押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　（所　在）豊島区南池袋二丁目 45 番１号

（名　称）豊島区

（代表者）豊島区長　　高際　みゆき

乙　　（所　在）

（名　称）

（代表者）

飲料自動販売機の管理、運営及び電気使用料の支払方法に関する協定書（案）

豊島区（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲と乙とが令和〇〇年〇〇月〇〇日に締結した土地または建物貸付契約（第　　号）に基づき設置した飲料自動販売機（以下「自動販売機」という。）の管理、運営及び電気使用料の支払方法について、次のとおり協定を締結する。

（商品の補充及び容器回収とその処分について）

第１条　乙は、商品の補充及び容器回収を年間を通して週２回以上実施することとする。

２　乙は、回収した空容器を容器包装リサイクル法（平成７年法律第１１２号）など関係法令に基づき、飲料自動販売機設置事業者募集要項に記載された内容のとおり、適切に回収し、処分する。

３　乙は、販売品の搬入、廃棄物の搬出を行う場合には、甲または当該施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に事前に連絡し、その指示に従う。

（緊急時の対応等）

第２条　乙は、自動販売機に自動販売機管理者ステッカーなど連絡先をわかりやすい位置に明示する。

２　乙は、自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情等が発生した場合は、３０分以内に現地で対応できる体制を構築する。

（商品の入れ替え）

第３条　乙は、甲及び指定管理者から商品の入れ替えの要望があった場合には、協議の上対応する。

（機種の変更）

第４条　乙は、自動販売機の機種の変更等を行う場合には、あらかじめ甲に申し出たうえで、甲の承諾を受けなければならない。

（売上実績等の報告）

第５条　乙は、毎月の自動販売機の売上実績を翌月１５日までに文書で甲に報告する。ただし事故や施設利用者からの苦情等があった場合は、処理後、直ちに文書で報告する。

（商品の搬入、廃棄物の搬出にあたっての留意事項）
第６条　乙は、商品の搬入・廃棄物の搬出にあたっては、甲、指定管理者、施設利用者、並びに近隣住民等の第三者の迷惑となる行為、その他貸付部分を含む建物または土地建物に損害を及ぼすような行為を行ってはならない。

（電気使用料の支払方法）
第７条　乙は、甲または指定管理者の請求に基づき、その指定する期限までに自動販売機の電気使用料を支払うものとする。

（有効期限）
第８条　本協定は、土地または建物貸付契約（第　　号）の契約開始日から契約期間が満了若しくは解除される日までを有効期限とする。

（費用負担）
第９条　本協定の履行に関する一切の費用は、乙の負担とする。

（疑義の決定等）
第１０条　本協定について疑義を生じたとき、または本協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

甲及び乙は、本書を２通作成し、それぞれ記名、押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　（所　在）豊島区南池袋二丁目 45 番１号
（名　称）豊島区
（代表者）豊島区長　　高際　みゆき

乙　　（所　在）
（名　称）
（代表者）

大規模災害発生時における商品の無償提供に関する協定書

（案）

豊島区（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲と乙とが令和〇〇年〇〇月〇〇日に締結した土地または建物貸付契約（第　　号）に基づき設置した飲料自動販売機について、乙が取り扱う商品（以下「本商品」という。）の無償提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地震、水害等（以下「災害」という。）の発生により、甲が災害対策本部を設置した場合（以下「災害時」という。）に、乙が飲料自動販売機を設置した施設（以下「本件施設」という。）の職員、関係者及び来場者（以下「利用者」という。）の飲料水確保に関する協力体制を確立し、利用者の安全確保を図ることを目的とする。

（協力体制）

第２条　災害時、甲がこの協力を必要と判断した場合、本協定に基づき乙に対して書面で協力を要請する。ただし、緊急を要する場合は後日速やかに書面を提出する。

（協力内容）

第３条　災害時の協力内容は次のとおりとする。ただし、災害により飲料自動販売機が正常に作動しない場合（災害によって自動販売機本体が物理的に損傷し、飲料等の取り出しはできない等）を除く。

（１）甲の責務

ア　乙が提供する本商品を利用者に対して配布すること。

イ　その他、甲、乙協議の上必要と認めたこと。

（２）乙の責務

ア　本件施設に設置した自動販売機内の在庫商品を無償提供すること。

イ　その他、甲、乙協議の上必要と認めたこと。

２　乙は、前項に定める事項を履行するために必要な物品、操作方法を明記した書面等を甲に説明の上、提出しなければならない。

（有効期限）

第４条　本協定は、土地または建物貸付契約（第　　号）の契約開始日から契約期間が満了若しくは解除される日までを有効期限とする。

（費用負担）
第５条　本協定の履行に関する一切の費用は、乙の負担とする。

（疑義の決定等）
第６条　本協定について疑義を生じたとき、または本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、甲、乙双方がその１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　（所　在）豊島区南池袋二丁目 45 番１号
（名　称）豊島区
（代表者）豊島区長　　高際　みゆき

乙　　（所　在）
（名　称）
（代表者）